

税務署からのお知らせ

申告書は、自分で作成して、お早めに！

平成30年分の所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の確定申告書の提出期限は3月15日(金)、消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告書の提出期限は4月1日(月)です。

期間間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」を参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

「確定申告書等作成コーナー」には、給与所得や年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面もありますので、是非ご利用ください。

また、「確定申告書等作成コーナー」はタブレット端末からもご利用いただけます。

※ 税務署へ「ID・パスワード方式の届出」をすることで、スマートフォン等のタブレット端末でも確定申告書等作成コーナーからe-Taxでの送信が可能となりました。

なお、税務署などの確定申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参ください(「確定申告のお知らせ」が届いている方は併せてご持参ください)。

また、駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

税務署の閉庁日(土・日曜日、祝日)は、税務署での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する都度、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です(控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です)。

※ e-Taxで申告書等を送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

インターネットで確定申告ができます!!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告書等を作成することができ、作成した申告書等は、e-Tax(電子申告)で送信又は印刷して郵送等で税務署に提出することができます。

また、「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやタブレットでも所得税の確定申告書の作成ができます。

国税庁HP <http://www.nta.go.jp>

確定申告

検索

いつでもどこでもスマホで申告！

平成31年1月から、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、給与所得(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけるようになりました。

さらに、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行されたIDとパスワードだけで、e-Tax(電子申告)で申告できます。IDとパスワードの発行を希望される方は、本人確認書類(運転免許証など)をお持ちの上、所轄の税務署にお越しください。

スマホで申告する方はこちら

※年末調整済の給与所得者で、医療費控除又は寄附金控除を適用して申告する方がご利用できます。

